

車いすの貸出事業のご案内

一時的に車いすを必要とされる方に、車いすを無料でお貸しします。

例えば、こんなときご利用ください

- 1泊旅行に連れて行きたい…
- 外出（お花見や散歩等）に利用したい…
- 骨折してしまった…
- 介護保険の車いすレンタルサービスを利用できるまでの間、貸してほしい…



□利用できる方

弦打校区内にお住まいで、在宅生活をされている方

□貸出期間

原則1か月以内です。

ただし、その方の状況によって2か月まで延長できる場合があります。

□利用手続き

- ・電話で貸出し状況を確認してから、地区社会福祉協議会事務局（コミュニティセンター内）までお越しください。
- ・利用希望日の2ヶ月前から3日前までに利用申請書を提出してください。

□受け渡し

コミュニティセンターのみで行います。（休館日不可）

□その他

- ・来所（申請）される方の、身分証明書（健康保険証や運転免許証）、印鑑をご持参ください。
- ・介護保険制度や一般の福祉サービスによる給付等、公的制度が利用できる方は、対象にならない場合があります。
- ・貸出し用車いすは2台のため、貸出し期間が重なる場合はお貸しできない場合があります。

問い合わせ先・申請先

弦打地区社会福祉協議会（コミュニティセンター内）

高松市鶴市町 356-3

電話：087-882-0285